

**令和2年度第2回  
沖縄県福祉のまちづくり審議会  
議事概要**

【日 時】 令和2年12月23日(水)10時00分～12時00分

【場 所】 沖縄県庁5階子ども生活福祉部会議室

【出席者】 委員定数15人のうち15人出席

(会場参加) 親川修会長、高嶺豊委員、岸本ひとみ委員、上江田繁委員、波平道子委員、  
山川朝教委員、筒井昌美委員、宮城寿満子委員(代理:松元那覇市障がい福祉課長)  
(WEB参加) 清水肇委員、仲本潔委員、田中寛委員、岡野真由美委員、津波古ヨシ子委員、  
富原加奈子委員、糸数幸恵委員

【公開・非公開の別】 公開

【議事概要】

《審議 障害者等用駐車場の適正利用について》

- 事務局から、配付資料について説明  
(委員からの意見)
  - ・ 他県で実施されている運転免許センターや自動車学校での啓蒙は効果的だと思われるので、是非実施してもらいたい。
  
- 沖縄県身体障害者福祉協会から、同協会のアンケート調査結果について説明
  - ・ 送付先93団体中、回答は39団体(回収率41%)。
  - ・ 全体的に、福祉のまちづくり条例やパーキングパーミット制度等についての周知が不足している傾向。パーキングパーミット制度を知らない団体が21団体あった。
  - ・ 本来パーキングパーミット制度を必要とする身体に重度の障害のある方と、知的障害や精神障害のある方が同様に対象となることに疑問を感じるという意見があり、パーキングパーミット制度を導入する場合には、対象者の範囲については議論が必要。
  
- 答申の方向性について  
⇒ パーキングパーミット制度の導入を答申することを全会一致で決定。  
(委員からの意見)
  - ・ 車いすを利用している方が確実に駐車できるような工夫が必要。
  - ・ 移動が困難な方、不自由な方が外出を躊躇することがあり、パーキングパーミット制度が導入されれば、障害のある方の社会参加がより促進すると思われる。
  - ・ 最初から誰もが納得する制度とすることは難しいかもしれないが、導入済み他府県の事例を研究しながらまずは導入し、必要に応じて見直しを行う方がよいのではないかと。最初から厳密に考えると導入が困難になる。

○ 答申に盛り込む内容について（パーキングパーミット制度の概要）

① 対象者の範囲

- ・ 導入済みの他府県では、本来必要な車いす利用者が使いにくくなったという報告がある。基本的には、歩行困難で、3.5メートルのスペースが必要な方の駐車スペースを優先的に確保して、その後に少しずつ範囲を広げることが必要ではないか。
- ・ 最初は狭くという考え方は分かるが、制度自体の周知が課題と思われる中で、段階的に広げるとは、より周知が困難になる可能性があるのではないか。
- ・ 障害者手帳の等級などで対象者を決めることが気になる。各団体の考えがあるので、次回の審議会までに各団体に意見をまとめてもらいたい。

② 有効期限の設定

- ・ 障害者については、有効期限は必要ないと思われるが、一時的なケガ人や妊産婦に関しては有効期限が必要ではないか。
- ・ 有効期限や対象者については、導入済み他府県の状況を把握した上で、検討すべき。

③ ダブルスペース

- ・ 実態として、健康な高齢者が通常の駐車スペースが空いているにも関わらず、障害者専用駐車場を利用するため、車いす利用者が停められないことがある。車いす利用者にとってはダブルスペースは必要。
- ・ 3.5メートル幅の駐車スペースが必要なのは車いす利用者であって、それ以外の方はそこまで必要ではない。高齢者、妊産婦用として、別途通常より広めの駐車スペースを設けるなど、機能の分散化が必要ではないか。
- ・ ダブルスペースを設ける場合には、それぞれのスペースの対象者が視覚的に分かりやすい表示が必要。

④ 許可証の申請・交付場所

- ・ パーキングパーミット制度を県内全域で進める場合に、各地域でどう申請し、どう許可証を受け取ることになるのか、市町村の対応も含めて検討が必要。
- ・ 一律の制度として対象者を明確にすれば、市町村で交付することが望ましい。

⑤ 県内の導入済み団体との連携

- ・ 既に導入している那覇市、浦添市との整合をしっかりと取る必要がある。
- ・ 県内に複数の制度があると混乱が生じる。より良い制度として統合してもらいたい。

⑥ 周知啓発、不適正利用者への対応

- ・ 民間事業者の方も費用をかけてやるので、県は、県民にしっかり周知できるように啓発に力をいれてもらいたい。
- ・ 不適正利用者に対して、罰則は付けられないと思うので、県が注意チラシを作成するなど、厳しめの対応が必要ではないか。

○ 今後の審議について

- ・ パーキングパーミット制度を導入する場合には、駐車場管理者は、区画の提供だけでなく、それを適切に管理することになる。管理するに当たって、不適正利用者に対し、適正に利用してもらうための根拠を整理することが必要。次回の審議会では、この根拠について整理してもらいたい。
- ・ 施設管理者への協力依頼の考え方や、ダブルスペースの運用などについて、どういう方にはどういう対応をするというイメージを共有してもらいたい。

○ その他の意見、提案等

- ⇒ パーキングパーミット制度を導入するなら、障害のある方等も申請をするという責任が出てくる。利用したい人はしっかり申請することが求められる。
- ⇒ 同乗者が歩行困難という場合には、車寄せができるスペース（乗降所）とベンチを設置すれば、乗降所に車を寄せて、歩行困難な方をそこで降ろしてベンチに座らせた後に、同乗者は通常のスペースに駐車することで、車いす用の駐車スペースを確保することができる。今後はそういった方法も検討してもらいたい。
- ⇒ダブルスペースや乗降所のことなど、今後施設を新設するに当たってどういった区画を整備すべきか、整備マニュアルの見直しを含めて、今後は検討が必要。